

ご契約のてびき

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、この「契約概要」「注意喚起情報」は、契約に関するすべてを記載したものではありません。詳細については、加入後に共済契約証書とともにお送りする「ご契約のしおり・契約規定」に記載しています。必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、全労済までお問い合わせください。

各項目に記載しています

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語の説明

【契約者】全労済と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となる必要があります。

【共済契約関係者】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。

【生計を一にする(同一生計)】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。

【共済金受取人】共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。

【支払事由】共済金が支払われる事由をいいます。

【発効日】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

【共済の目的】契約により保障されるものをいいます。

【共済契約証書】契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、契約者にお届けするものをいいます。

【再取得価額】被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額をいいます。

【損壊】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【床上浸水】居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

契約締結前にご確認いただく事項

共済商品のしくみ

事業規約名	商品名	2つの商品を合わせた呼び名
風水害等給付金付火災共済 自然災害共済 個人賠償責任共済	新火災共済 新自然災害共済	住まいる共済 全労済の 住まいる共済 新火災共済・新自然災害共済

「エコ住宅専用 全労済の住まいる共済」の場合は、新火災共済を「エコ住宅専用 新火災共済」に読み替えてご確認ください。

新火災共済

新火災共済は、ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

新自然災害共済

新自然災害共済にセットして加入できます。地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。新自然災害共済は、新火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。新自然災害共済の加入口数は新火災共済と同口数で加入してください。なお、加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

●基本保障、任意でセットできる特約など

	基本保障			+	任意でセットできる特約など
	新火災共済 + 新自然災害共済	新火災共済	新火災共済 + 新自然災害共済 マンション構造専用 風水害保障なしタイプ		
火災等	○	○	○	+	類焼損害保障特約
風水害等	○	△	×		盗難保障特約
地震等	○	×	○		借家人賠償責任特約
新火災共済に付随する保障	○	○	△		個人賠償責任共済
新自然災害共済に付随する保障	○	×	△		

※「△」は「○」に比べて保障額が少なくなることを意味します。「×」は保障されません。

※盗難保障特約は、新火災共済の住宅契約のみ加入、または、新自然災害共済に加入している場合は、セットすることはできません。

※借家人賠償責任特約は、自家・貸家の方はセットすることはできません。

● 加入口数

住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。
 ※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

基本保障・共済の目的など

1 基本保障

契約概要

注意喚起情報

新 火災共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)
火災等共済金	共済の目的に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来
風水害等共済金*	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の1.または2.に該当する場合 1.住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2.住宅が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風(竜巻含む)、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ
持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合)	持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつぱら通路に利用されているものを除きます)内において火災等による損害が生じた場合
臨時費用共済金*	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合
失火見舞費用共済金	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
水道管凍結修理費用共済金 (住宅の加入口数20口以上の場合)	共済の目的である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除きます)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)	共済の目的である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ)	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発は除きます)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
修理費用共済金* (マンション構造のみ)	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
住宅災害死亡共済金*	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
風呂の空だき見舞金	共済の目的である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合 1.風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2.風呂釜が使用不能になったとき
付属建物等風水害共済金* (住宅の加入口数20口以上の場合)	風水害等により共済の目的である住宅の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…前述の“★”がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

新 自然災害共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)
風水害等共済金*	共済の目的に風水害等による損害が生じ、次の1.～3.に該当する場合(申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の契約期間中に生じた損害を除きます) 1.住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2.家財の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます) 3.住宅が床上浸水を被った場合
盗難共済金	盗難により次の1.～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1.共済の目的に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 2.日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もつぱら通路に利用されているものを除きます)内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 3.共済の目的である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたます場合 (1)共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと (2)盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと
地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合 ※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、津波による損壊
地震等特別共済金 (住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合)	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合
付属建物等特別共済金* ※大型タイプのみ (住宅の加入口数20口以上の場合)	共済の目的である住宅の付属建物または付属工作物が次の1.または2.に該当する場合 1.風水害等による損害額が10万円を超える場合(申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の契約期間中に生じた損害を除きます) 2.地震等による損害額が20万円を超える場合
傷害費用共済金*	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がい状態になった場合

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…前述の“★”がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

契約概要 共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

新火災共済 次のいずれかの事由により生じた損害

1. 発効日以前に生じた損害
 2. 住宅の欠陥および老朽化にともなう雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
 3. 契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
 4. 共済の目的である家財（持ち出し家財を除きます）が、共済の目的である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故
 5. 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
 6. 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故
 7. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
 8. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 9. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 10. 9.以外の放射線照射または放射能汚染
 11. 7.~10.の事由により発生した事故の延焼または拡大
 12. 発生原因がいかなる場合でも、7.~10.の事由による事故の延焼または拡大
 13. 7.~10.の事由に伴う秩序の混乱
 14. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金）
 15. 借用住宅の改築、増築または取りこわし等の工事（借家人賠償責任特約）
 16. 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害（借家人賠償責任特約）
 - (1) 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - (2) 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任
 17. 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意（類焼損害保障特約）
 18. 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます）（類焼損害保障特約）
- 【個人賠償責任共済】**
1. 同居または生計を一にする親族に対する損害賠償責任
 2. 暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 3. 職務従事等に起因する損害賠償責任
 4. 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害賠償責任
 5. 心神喪失に起因する損害賠償責任
 6. 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

など

新自然災害共済 次のいずれかの事由により生じた損害

1. 【新火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」1.~4.の事由
2. 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
3. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
4. 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
5. 【新火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」8.~10.の事由、8.~10.の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも8.~10.の事由による事故の延焼または拡大、および8.~10.の事由に伴う秩序の混乱
6. 地震等が発生した日から10日を経過した後生じた損害（地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金）
7. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの（傷害費用共済金）
8. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金、地震等共済金、地震等特別共済金）

など

※「共済金をお支払いできない主な場合」は、特約等も含みます。

新自然災害共済の共済金が削減される場合

1回の風水害等または地震等による所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた右記の総支払限度額を超える場合は、共済金を削減してお支払いします。

総支払限度額 風水害等…480億円 地震等…3,500億円

全労済では大規模な台風や地震などに備えるために異常危険準備金や再保険の手配を行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、やむを得ず所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。また、共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

2 お支払いする共済金の額

契約概要

注意喚起情報

▶ ホームページにてご確認ください。

3 特約などの概要

契約概要

新火災共済にセット加入できる特約などの概要は次のとおりです。

内容	セット加入の条件
<p>借家人賠償責任特約 借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。</p>	<p>新火災共済（家財）に30口以上加入し、次の(1)~(3)のすべてに該当する場合に加入できます。(1)借用住宅に基本契約の共済の目的である家財が収容されているとき (2)借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき (3)被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき ※被共済者は、借用住宅の借主となります。なお、借用住宅の借主は共済契約関係者でなければなりません。</p>
<p>類焼損害保障特約 契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。</p>	<p>新火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。 ※1物件に1契約とします。</p>
<p>盗難保障特約 盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障対象となり、住宅部分については保障の対象外です）。</p>	<p>新火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。 ※新火災共済の住宅契約のみの加入、または、新自然災害共済に加入している場合は加入することができません。</p>
<p>個人賠償責任共済 日本国内において、日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合、または、居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故で被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。</p>	<p>【被共済者の範囲】 被共済者の範囲は、主たる被共済者を中心とする次のいずれかの人とします。ただし、責任無能力者は含みません。なお、主たる被共済者は、新火災共済の契約者です。(1)主たる被共済者 (2)主たる被共済者の配偶者 (3)主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族 (4)主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子 ※主たる被共済者と主たる被共済者以外の被共済者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 ※別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子を行い、離婚または配偶者の死亡により単身となった子は含みません。</p> <p>新火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。</p>

4 共済の目的

契約概要

住宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約者となってください。

※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。

なお、共済契約関係者が居住される場合には、共済契約関係者がもつぱら居住している部分に限り加入できます。

事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもつぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等を含め住宅全体を対象に加入できます。

- ⑦ 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
- ⑧ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
- ⑨ 次の用途を兼ねる住宅
 - 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舍・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)・倉庫・車庫

住宅の構造について

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅	マンション構造に該当しない住宅で下記1.～4.のいずれか 1. 次のいずれかに該当する住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 ●土蔵造 ●鉄骨造 2. 耐火建築物(戸建てのみ) 3. 準耐火建築物(戸建て・共同住宅) 4. 省令準耐火建物(戸建て・共同住宅)	下記1.または2.のいずれか 1. 下記のいずれかに該当する共同住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 2. 耐火建築物の共同住宅

エコ住宅専用 全労済の住まいる共済のエコ設備について

対象となるエコ設備については、▶ ホームページにてご確認ください。
※全労済が指定するエコ設備付帯住宅ではないことが判明したときは、共済金をお支払いできない場合があります。

家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財
※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもつぱら居住している部分の家財に限ります。
※貸家の場合は家財には加入できません。

共済の目的とならない住宅・家財(抜粋)

- 通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
- 事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
- 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財
- 法人名義の住宅

5 共済期間および保障の開始

契約概要

注意喚起情報

共済期間

共済期間(契約期間)は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合の更新方法は下記のとおりです。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、共済の目的の範囲外である場合は更新できません。

- 掛金を口座振替(口振)により払い込む場合、自動更新となり手続きは不要です。
- 掛金を現金で払い込む場合、全労済からお送りする更新案内に従い、お手続きください。

保障の開始

全労済が加入の申し込みを承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

- **申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合**
初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から保障開始(発効)。
※申込書の提出が初回掛金の払込日より遅い場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。
- **口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合**
申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から保障開始(発効)。
※初回掛金の振り替えができなかった場合は、申し込みはなかったものとなります。

1 掛金と払込方法

1 掛金

契約概要

注意喚起情報

各共済の掛金および特約の掛金をご案内している「加入申込書」もしくは「お見積もり結果」にてご確認ください。

※掛金の算出上発生した端数(円未満)は切り上げて算出します。
※エコ住宅専用新火災共済は、年払掛金のみ取り扱いとなります。

2 掛金の払込方法

契約概要

注意喚起情報

掛金の払込期日は、毎年(毎月)の発効応当日の前日の属する月の末日です。

年払いの場合

次年度以降の掛金の払い込みについては、払込期日の属する月の28日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。

月払いの場合

毎月28日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。

3 掛金の払込猶予期間

注意喚起情報

払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間があります。ただし、掛金を口座振替により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務

注意喚起情報

(加入申込書の記入上の注意事項)

申込書は全労済と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身でご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、共済の目的の所在地(新火災共済・新自然災害共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。詳しくは全労済までお問い合わせください。

契約締結後にご注意いただく事項

1 契約内容に関する届け出

注意喚起情報

契約者は次の場合、直ちに全労済へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

契約概要 共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

- 氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)
- 新火災共済、新自然災害共済、個人賠償責任共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
- エコ設備付帯住宅から普通住宅へ変更されるとき
- 付帯のエコ設備に変更が生じた場合
- 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
- 30日以上空家または無人にするとき
- 共済の目的を移転または変更するとき
- 共済の目的である住宅の滅失、解体、譲渡、または共済の目的である家財を収容する建物の滅失、解体したとき
- この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- 共済の目的の範囲外になったとき
- 同居家族の人数が変わったとき
- 契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で全労済が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することがあります。

2 共済金等を確実にご請求いただくために ! 注意喚起情報

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます。「[指定代理請求制度]」といいます。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済

金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます。「[代理請求制度]」といいます。詳しくは全労済までお問い合わせください。

3 契約の解約・取り消し・消滅 ! 注意喚起情報

- 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。全労済所定の解約届を提出してください。
- 契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - ⑦ 共済の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - ⑧ 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失または流失したとき

4 契約の無効 ! 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金をお返しします(⑨の共済金の不法取得目的による無効の場合、掛金はお返ししません)。

各共済・特約共済

- ⑦ 共済の目的が契約の発効日または更新日において、共済の目的の範囲外
- ⑧ 契約の発効日において、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅について、70%以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
- ⑨ 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、「特約などの概要」の表にある借家人賠償責任特約の加入条件のいずれかを満たしていないとき(借家人賠償責任特約)
- ⑩ 共済金額が全労済の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分

- ⑪ 住宅1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき(類焼損害保障特約)
- ⑫ 同一の契約者により同一の共済の目的である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき(盗難保障特約)
- ⑬ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ⑭ 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

新自然災害共済

新自然災害共済においては上記に加え、次のいずれかに該当する場合も、無効になります。

- ⑮ 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約。ただし、更新契約または中途変更の場合は、増額

- ⑯ 部分とします。
- ⑰ 共済金額が、同時に加入している新火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分

5 契約の解除 ! 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- ⑱ 共済金受取人(個人賠償責任共済の場合は被共済者または共済金を受け取るべき人、借家人賠償責任特約は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- ⑲ 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ⑳ 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認

められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき

- ㉑ 前記⑰~⑲までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- ㉒ 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

*1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
*2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。

※前記⑲の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

6 掛金の保険料控除について ! 注意喚起情報

新自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。控除に必要な証明書(共済掛金証明書)は、毎年10月頃発行します。

7 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い ! 注意喚起情報

全労済の新火災共済(セットしている特約を含みます)、新自然災害共済、個人賠償責任共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

! 契約概要 共済商品の内容をご理解いただくための事項

! 注意喚起情報 ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

全労済ホームページ (<http://www.zenrosai.coop>) をご参照ください。

組合員になられる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

掛金の支払方法 - 月払いの場合 1,200円 (毎月100円×12ヵ月)
年払いの場合 1,000円 (1回のみ)

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

◆全労済 お客様相談室

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ・ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしていません。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。